四十二　小割り式四年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十三　小割り式五年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十四　小割り式二年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十五　小割り式三年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十六　小割り式四年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

四十七　小割り式かわはぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十八　ひらめ陸上養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が八面未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が八面以上十三面未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が十三面以上のもの	百分の六十	八分の一
四十九　うなぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が七万五千尾未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が七万五千尾以上十五万尾未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が十五万尾以上のもの	百分の六十	八分の一
五十　はえ縄式養殖施設		
(一)　第三号(一)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の二十七・五
(二)　第三号(一)、第四号(一)、第七号(一)及び第八号(一)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
(三)　第三号(三)、第四号(二)、第五号(二)、第七号(二)及び第八号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
(四)　第三号(四)、第四号(三)、第五号(三)、第七号(三)及び第八号(三)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一
(五)　第九号(一)、第十号(一)及び第十一号(一)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
(六)　第九号(二)、第十号(三)及び第十一号(三)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
(七)　第九号(三)、第十号(四)及び第十一号(四)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
(八)　第十号(一)及び第十一号(一)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の五十五
五十一　くい打ち式養殖施設		
(一)　第五号(一)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
(二)　第五号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
(三)　第五号(三)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一